

次期滋賀県障害者プランの策定について

1 次期障害者プランについて

(1) 計画の趣旨

- ① 現行の「滋賀県障害者プラン」(R3～R8)では、「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」を基本理念に、施策を進めてきました。
- ② 国においては、障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や手話施策推進法の制定など、共生社会に向けた制度整備が進んでいます。
- ③ 本県でも、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の趣旨に基づき、令和5年12月には「滋賀県手話をはじめとする意思疎通促進に関する条例」を施行しました。
- ④ これらの状況と、現行プランの成果・課題、障害者の現状、国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針および施策、そして滋賀県基本構想「変わる滋賀続く幸せ」を踏まえ、令和9年度からの新しい計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

- ① 障害者基本法（第11条第2項）に基づく都道府県障害者計画
- ② 障害者総合支援法（第89条第1項）に基づく都道府県障害福祉計画
- ③ 児童福祉法（第33条の22第1項）に基づく都道府県障害児福祉計画

(3) 計画期間

上記(2)①の障害者計画は、令和9年度から令和14年度までの6年間

上記(2)②③の障害(児)福祉計画は、令和9年度から令和11年度までの3年間

2 プラン策定の進め方(案)

- ① 県障害者施策推進協議会を年4回実施し、次期プラン策定の進捗管理を確実に行う。
- ② 策定にあたり、障害当事者による現行プランの評価および次期プランの内容等に関する意見聴取を確実に行う。
 - ・ 各当事者団体・関係団体に現プランの評価や新プランに盛り込むべき内容等を聴取
 - ・ 骨子案の段階と、原案の段階（県民政策コメント）で意見照会
- ③ 滋賀県障害者自立支援協議会（および各地域自立支援協議会）によるこれまでの議論の取りまとめを現行プランの評価に活用する。
- ④ また、次期プランの内容等に関する検討においては、既存の審議会や滋賀県障害者自立支援協議会の各部会などを積極的に活用する。
- ⑤ それ以外の重点分野については、障害者施策推進協議会内に検討の小委員会を設置し、議論を深めていただく。

3 近年の障害者施策の主な動向（令和3年度以降）

（年度） （国の動き）

- R3 「障害者差別解消法」改正
 ・令和6年4月1日より事業者による「合理的配慮の提供」が義務化
 「医療的ケア児支援法」施行
 ・医療的ケア児支援について、国や自治体の「責務」へと明確化
- R4 「障害者総合支援法」改正
 ・地域生活支援拠点等の整備（R6.4月施行）、就労選択支援の創設（R7.10月施行）等
 「障害者雇用促進法」改正
 ・法定雇用率の引き上げと、週20時間未満の労働者の雇用算定特例の創設
 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行
 ・障害者が特性に応じた手段（手話、文字等）で情報を取得・利用・意思疎通できるように、国や自治体の施策を総合的に推進
 「精神保健福祉法」改正
 ・精神科病院における虐待防止の強化、医療保護入院の見直しと期間制限
- R6 「改正児童福祉法」施行
 ・障害児入所施設の地域移行の推進
- R7 「手話施策推進法」施行
 ・手話が重要な意思疎通の手段であることが位置づけられ、手話を使って暮らせる環境整備等を国や自治体の責務として明記
 「高次脳機能障害者支援法」成立（R8.4/1施行）
 ・高次脳機能障害者の自立および社会参加のための生活全般にわたる支援を切れ目なく受けられるよう、国や自治体の施策を総合的に推進

4 策定スケジュール案(主な予定)

- 5月下旬 第1回障害者施策推進協議会開催（現プランの進捗状況・評価）
 6～7月 分野ごとの小委員会開催①（課題や論点の整理）
 8月 第2回障害者施策推進協議会開催（プラン骨子案）
 9月 分野ごとの小委員会開催②（次期プランに盛り込むべき内容）
 11月 第3回障害者施策推進協議会開催（プラン素案）
 12月 県民政策コメント（～1月）
 3月 第4回障害者施策推進協議会開催（最終案）

※骨子案、素案および最終案について、県議会常任委員会に報告するものとする。